

1 新型コロナウイルス感染症対策について

【内閣官房、内閣府、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、文部科学省】

【提案・要望】 医療・福祉分野

- 1 国内外の正確な情報を迅速に収集して国民に提供するとともに、感染拡大に備えた国内各地域における検査・医療体制を強化するため引き続き、感染防止対策、検査体制、外来医療体制、病床の確保等入院医療体制の整備及び宿泊療養施設の確保、自宅療養への対応にかかる支援を行うこと
特に、新型コロナウイルス感染症患者の受入病床、後方支援病床の確保のための診療報酬の嵩上げや新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象拡大・弾力的運用・増枠など財政支援を行うこと
また、感染拡大地域、特に離島地区への医師・看護師の応援派遣については、感染症危機管理対策に機動的に対応できる医療チームの育成・確保等を国の責任で行うこと
あわせて、医療従事者への支援制度（患者対応時の手当の創設・増額、家族等への感染を予防するため医療従事者用の宿泊施設の確保、メンタルヘルス対策等）を拡充すること
- 2 ワクチンの必要量を確保するとともに、円滑な接種が可能となるよう供給体制を構築すること。また、国内において、ワクチン、治療薬の開発・製造を早急に行うとともに、症状に応じた治療法を速やかに確立すること
また、抗原検査簡易キットによる無症状者の唾液でのより精度が高い検査が可能となるよう検査方法を確立するとともに、引き続き後遺症の実態解明を早急に進め、その対策に取り組むこと
あわせて、マスク、防護服、消毒液等の医療物資についても、引き続き国内の需給を正確に把握し、必要に応じて国の責任によりその確保に努め、国民への円滑な供給体制を維持し国民の不安軽減を解消するとともに、特に医療機関や高齢者施設等への供給を優先すること
さらに、ワクチン・検査パッケージ制度については、専門的・医学的見地から有効性が担保された制度とするとともに、感染拡大傾向時の一般検査を継続する場合は、検査全体に必要な資機材の安定供給、事業費の全額国負担、検査の効率化による検査実施者の負担軽減並びに行政検査との両立を図ることができる検査体制を離島を含めた各地域に確保することができるようにすること
- 3 新型コロナウイルス感染症患者の受入れの有無にかかわらず、感染拡大による受診、利用控えや一般医療の制限に伴って生ずる経営上の損失の補償について、国の責任において十分な経営支援策を講じること
- 4 感染者、濃厚接触者、看護職及び医療職また、その家族等が風評被害を受けないよう人権を守る対策を講じること
- 5 コロナ禍においてもサービス継続が必要とされる介護・福祉サービス事業所、薬局、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所について、感染対策を講じるがゆえに生じる増嵩経費や利用控えなどによる減収等への支援を国の責任において行うこと
- 6 離島など専門職の確保が困難な地域をはじめ、感染者の急増に伴い業務が逼迫する保健所において感染拡大期の業務支援が可能となるような人的支援体制の確保及び保健師の増員に係る恒常的な財政措置を強化すること
- 7 感染発生時の高齢者施設等の介護サービス継続に不可欠な介護人材確保、職場環境の復旧・改善への支援、施設内療養者の療養体制の強化に係る恒常的な財政措置を講じること
- 8 児童福祉施設等における感染防止対策への財政措置等を確実に講じること

【本県の現状・課題等】

本県においては、令和2年3月14日に県内で初めての感染者が確認されて以降、これまでに5万人を超える新規感染者が確認されたところである。

特に昨年5月の大型連休前後に流行した第4波以降は、繰り返し新たな変異株が出現し、本年1月からの第6波では、感染力が非常に強いオミクロン株の流行により、新規感染者、療養者とも過去最多を大幅に上回り爆発的に感染が拡大した。

オミクロン株は重症化リスクが低いことから感染ピーク時においても病床ひっ迫を招く事態に陥ることはなかったが、新たな変異株の流行等による次の感染拡大に備え、現在確保している入院医療体制、宿泊療養施設、自宅療養サポート医の体制維持のほか、受診・検査体制の拡充、ワクチンの追加接種の加速化に取り組む必要があることから、引き続き国と地方公共団体が一体となり迅速かつ適切な対応を行うことが求められている。

（本県の取組）

令和2年3月13日に「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、県民への感染予防に関する情報発信や電話相談対応、医療福祉分野における現場の状況に応じた対応、児童・生徒の日々の生活や保護者に対する支援等、安全で安心な県民生活の確保に向け、様々な対策を講じている。

また、令和2年9月8日には国が示した指標を参考として、県独自の「感染段階対応の目安」を策定し、感染段階に応じた各種施策を講じている。

【第1波（令和2年3月～4月）】※ピーク：3人（令和2年4月3日）

- 令和2年4月16日 緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大
- 令和2年4月24日 施設の休業および飲食店等に営業時間短縮を要請
- 令和2年5月14日 本県緊急事態宣言解除（15日をもって休業要請終了）

【第2波（令和2年7月～8月）】※ピーク：23人（令和2年8月2日）

- 令和2年7月12日 県内初のクラスター公表（医療機関）
- 令和2年9月8日 県独自の「感染段階対応の目安」策定

【第3波（令和2年12月～令和3年2月）】※ピーク：60人（令和3年1月9日）

- 令和3年1月16日 長崎市に県独自の緊急事態宣言発令
- 令和3年1月20日 飲食店等を対象に営業時間短縮要請（～2月7日）

【第4波（令和3年4月～6月）】※ピーク：65人（令和3年5月8日）

- 令和3年4月25日 GW期間中における緊急要請（～5月11日）
- 令和3年4月28日 長崎市内の飲食店等を対象に営業時間短縮要請
- 令和3年5月8日 長崎市に県独自の緊急事態宣言発令
- 令和3年5月10日 国に対して「まん延防止等重点措置」の適用申請
⇒ 適用見送り
- 令和3年5月13日 県内全域に「医療危機事態宣言」を発令

【第5波（令和3年7月～9月）】※ピーク：114人（令和3年8月19日）

- 令和3年8月7日 お盆前後の緊急要請（～8月23日）
- 令和3年8月10日 飲食店等への営業時間短縮要請（～9月12日）
※佐世保市は9月24日まで
- 令和3年8月24日 長崎市と佐世保市に「まん延防止等重点措置」適用決定（8月27日～9月12日）
- 令和3年11月29日 県独自の「感染段階対応の目安」改定

◆ 病床確保計画

R4. 5. 10時点

		フェーズ0		フェーズ1		フェーズ2		フェーズ3		フェーズ4		緊急レベル1		緊急レベル2	
状態		感染者がいない又は2週間新規感染者が発生していない状態		感染発生～感染者の単発的な発生		感染者の増加（感染経路が一定把握できる状態が継続）		感染拡大期（地域的流行により感染経路が明確ではない事例の増加）		感染まん延期					
										感染経路が明確でない事例のさらなる増加		患者急増時		爆発的感染時	
本土	長崎	31	(13)	31	(13)	45	(13)	108	(13)	161	(17)	197	(21)	208	(21)
	佐世保 県北	17	(4)	17	(4)	30	(4)	55	(4)	98	(12)	116	(12)	134	(12)
	県央	14	(4)	14	(4)	26	(4)	40	(4)	69	(6)	71	(6)	92	(6)
	県南	4		4		8		20		35	(1)	41	(1)	43	(1)
	小計	66	(21)	66	(21)	109	(21)	223	(21)	363	(36)	425	(40)	477	(40)
	五島	4		4		10		23		23		25		25	
	上五島	4		4		7		17		17		19		19	
	壱岐	4		4		10		10		21		22		22	
	対馬	4		4		12		12		25		27		27	
	県全体	82	(21)	82	(21)	148	(21)	285	(21)	449	(36)	518	(40)	570	(40)

◆ 臨時医療施設等確保計画（開設場所）長崎宿泊療養施設・佐世保宿泊療養施設

		フェーズ0		フェーズ1		フェーズ2		フェーズ3		フェーズ4		緊急レベル1		緊急レベル2	
	県全体	-		-		-		-		-		20		20	

◆ 後方支援医療機関の登録状況

R4. 5. 10時点

医療圏	医療機関数	病床数
長崎	40	143
佐世保・県北	21	71
県央	17	66
県南	12	37
五島	3	7
上五島	0	0
壱岐	3	7
対馬	1	10
合計	97	341

◆ 宿泊療養施設の確保状況

R4. 5. 10時点

医療圏	施設数	最大室数
長崎	4	397
佐世保・県北	2	188
県央	3	137
県南	1	72
五島	2	25
上五島	1	27
壱岐	2	48
対馬	1	26
合計	16	920

◆ 診療・検査医療機関の状況

R4. 5. 10時点

保健所	指定件数
長崎市	150
佐世保市	75
西彼	43
県央	110
県南	44
県北	24
五島	14
上五島	7
壱岐	11
対馬	8
合計	486

◆ 自宅療養サポート医の確保状況

R4. 5. 10時点

医療圏	協力医師数
長崎	60
佐世保・県北	32
県央	39
県南	4
合計	135

※ 離島医療圏は県病院企業団の病院が対応

五島	五島中央病院
上五島	上五島病院
壱岐	壱岐病院
対馬	対馬病院

【提案・要望】 産業分野等

- 9 中小・小規模事業者の再起支援については、支援制度の柔軟な対応や事務の簡素化・迅速化により、多くの事業者が活用できるようにすること
さらに、小規模事業者を対象とした商工団体の相談・指導機能などの強化について支援を行うこと
- 10 コロナ禍が長期化し、経済活動の回復も途上であり、中小企業の資金繰りは未だ厳しい状況にあることから、事業者からの返済にかかる金融機関への条件変更申し出に対する柔軟な対応や利子補給期間の延長などにより、資金繰りにかかる事業者の一層の負担軽減を図ること
- 11 厳しい雇用情勢が続くことが想定されるため、雇用調整助成金の特例措置や休業支援金・給付金の延長など、効果的な雇用対策を講じること
また、離職者の支援にあたっては、新たなスキルの習得を図る職業能力開発促進策の拡充・強化などを講じること
- 12 アフターコロナを見据えた製造業の事業構造の転換や強化の動きが見られる中、国内回帰の機運の高まりによる地方の製造拠点強化・分散化の動きと相まって、地域経済の活性化や新たな雇用の創出等、本県の基幹産業の振興が期待されることから、国内の生産能力の増強・高度化、サプライチェーンの強靱化等に必要予算措置を十分に講じること
- 13 新型コロナウイルス感染症の長期化により、観光関連産業に大きな影響が生じていることから、引き続き経済情勢を踏まえて機動的に需要喚起や消費拡大策など、継続的な支援を講じること
- 14 経済的に影響を受けた農林漁業者が事業を継続するための資金繰り支援やセーフティーネット確保などの経営安定対策、海外からの生産資材等の安定供給対策及びコスト増への対策、労働力の確保対策、新しい生活様式に対応した生産方式等の転換や販売促進対策の強化など、安心して生産活動等を行うことができるよう万全の対策を講じること

<インバウンド>

- 15 コロナ収束後のインバウンドの早期回復を図るため、旅行形態やニーズの変化を見据えたプロモーションを強化するとともに、訪日需要の喚起対策を講じること
また、水際対策等の安全・安心への取組に関して、訪日外国人旅行者や受け入れる地域住民の不安を解消するため、国内外への情報発信の強化に努めること
- 16 地方空港発着国際航空路線について、早期の運航再開と安定運航を図るため、着陸料、航行援助施設利用料等の減免措置の拡充を図ること

<国際クルーズ船対策>

- 17 検疫後であっても感染症が確認された場合に、国が主体的に関わることができるような体制を構築し、運用ルールを明確化すること
- 18 船籍国、船舶所有者、船会社（運航会社）の責任の範囲を明確化すること
また、乗員・乗客の健康情報や乗員交代など、船内の情報を入手し関係自治体と共有する仕組みづくりを構築すること
- 19 多数の感染者が発生した場合、入院患者を広域的に受け入れられる体制の整備に加え、全国的に陽性患者を受け入れる拠点的な医療体制の整備や、全国の感染症専門医等を登録し迅速に派遣する仕組みを構築すること

<交通>

- 20 交通事業者においては、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、住民生活維持のため、運行（運航）を継続し、厳しい経営環境が続いており、回復には相当の時間を要することから、感染症収束後においても感染症の影響を十分考慮した支援の継続及び拡大を図ること

<教育>

21 感染拡大時における子どもたちの学びを保障するため、学習指導員等の配置に係る必要な財政措置を引き続き講じること

また、家庭環境によることなく、オンライン学習ができる環境整備を進めるため、引き続き、通信費等の財政支援を行うとともに、学校における感染リスク低減に必要な経費や授業目的公衆送信補償金制度に係る費用等について、国において確実に予算を確保すること

22 コロナ禍により経済的な影響を受けた世帯の学びの継続のため、高等教育における修学支援制度の拡充を図ること

<地方財政>

23 地方公共団体が実施する感染防止対策、医療提供体制の整備、地域経済、住民生活の支援等については十分な財政措置を講じること

特に、地方公共団体向けの交付金等については、今後の感染状況も踏まえ、必要に応じて交付金の増額を機動的に行うとともに、算定にあたっては、条件不利地域や産業構造など地方の実情に配慮すること

【本県の現状・課題等】

(産業)

本県の景気は緩やかに持ち直している状況で、生産面においては一部の業種において増加基調にあるが、需要面は度重なる外出自粛等の影響で個人消費の持ち直しのペースが鈍化している。

県内主要宿泊施設の延べ宿泊客数は、地域観光事業支援（県民割）の実施により回復した時期もあったものの、十分な旅行需要の回復までは至っていない。

また、農林漁業者については、国の各種施策等を活用して支援を行っているが、依然として感染拡大の収束が見通せないことから、今後も安心して生産活動等を行うことができるような支援が必要である。

(インバウンド)

インバウンド再開時期の見通しは立っていないものの、コロナ収束後を見据えたプロモーションの強化と併せて、再開後の需要喚起対策や地方における国際定期航空路線の運航再開が必要である。

(国際クルーズ)

国においては、水際対策や他国の安全・安心対策を勘案しながら、国際クルーズ船受入に関するガイドライン等の検討を進めているが、本県の受入環境づくりのためにも、検討内容やスケジュールなど情報共有が必要である。

(交通)

新型コロナウイルス感染症の影響により、公共交通機関の利用者が著しく減少しており、交通事業者の経営に大きな影響がでている。新型コロナウイルス感染症が及ぼす各種の影響については、未だ予断を許さないことから、引き続き地域の実情等を踏まえた対応が必要である。

(教育)

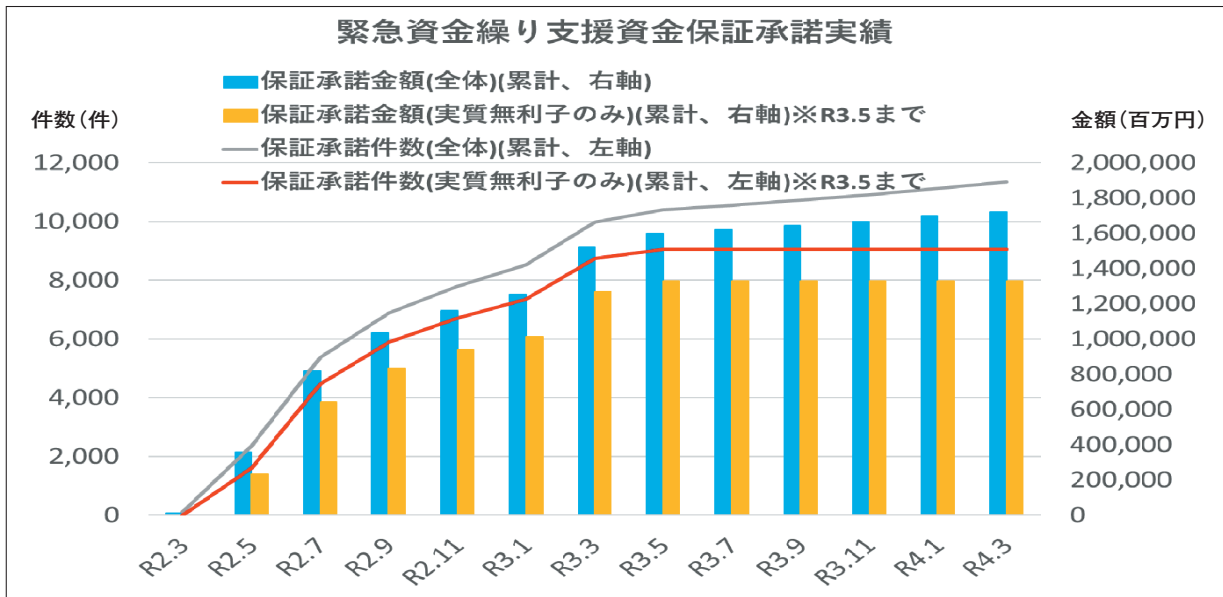
臨時休校に伴う追加指導や感染症対策のための消毒作業など、学校現場における業務の負担が増加しており、教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる環境づくりが必要である。

また、コロナ環境下においても、家庭環境によることなくオンライン学習ができるよう通信費等の財政支援が必要である。

(地方財政)

全国的な感染拡大の長期化を受け、国においては関連予算を措置して対策を講じているところであり、本県においても、令和4年度当初予算において、新型コロナウイルス感染症対策予算を615億円計上し、各種対策に取り組んでいるところである。

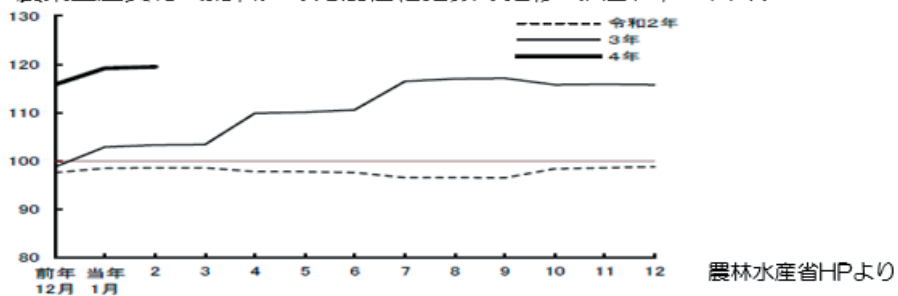
<新型コロナウイルス感染症にかかる県制度融資の活用状況>



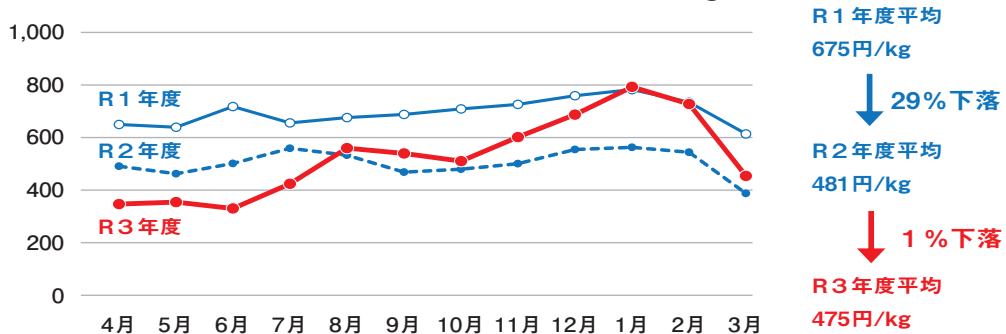
<県内農林水産物への影響>



農業生産資材（飼料）の月別価格指数の推移（H27年=100）

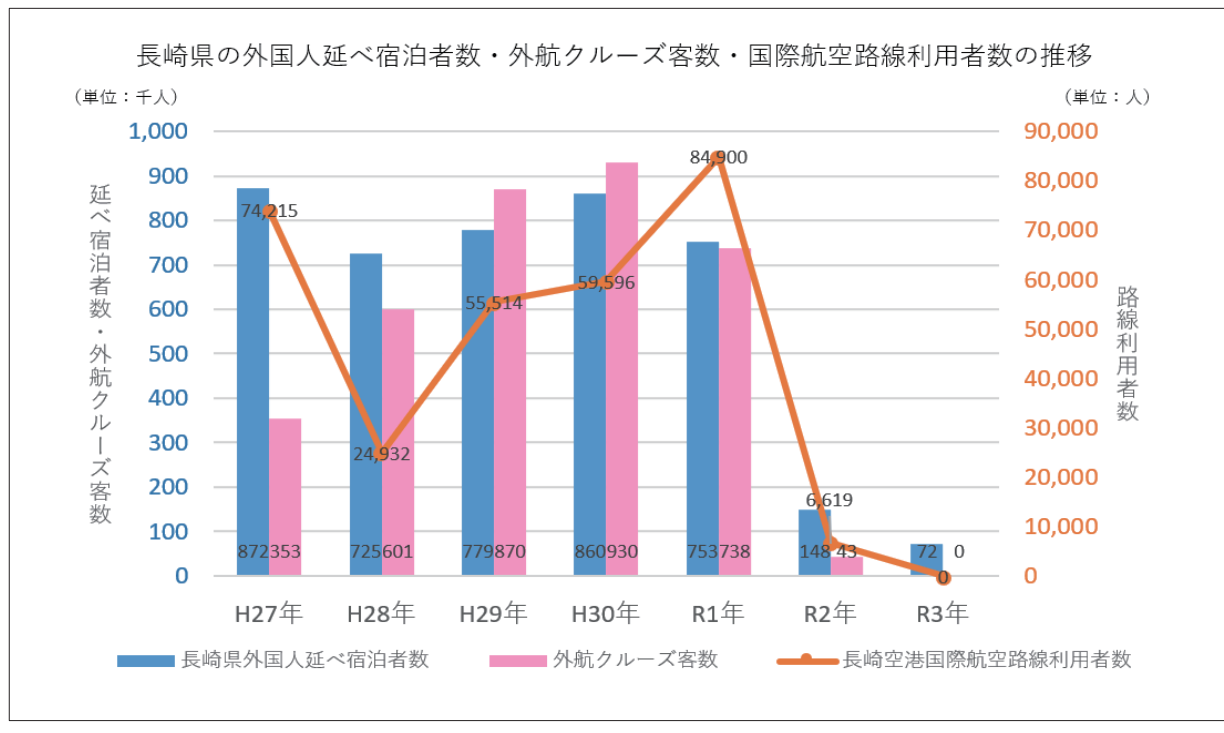
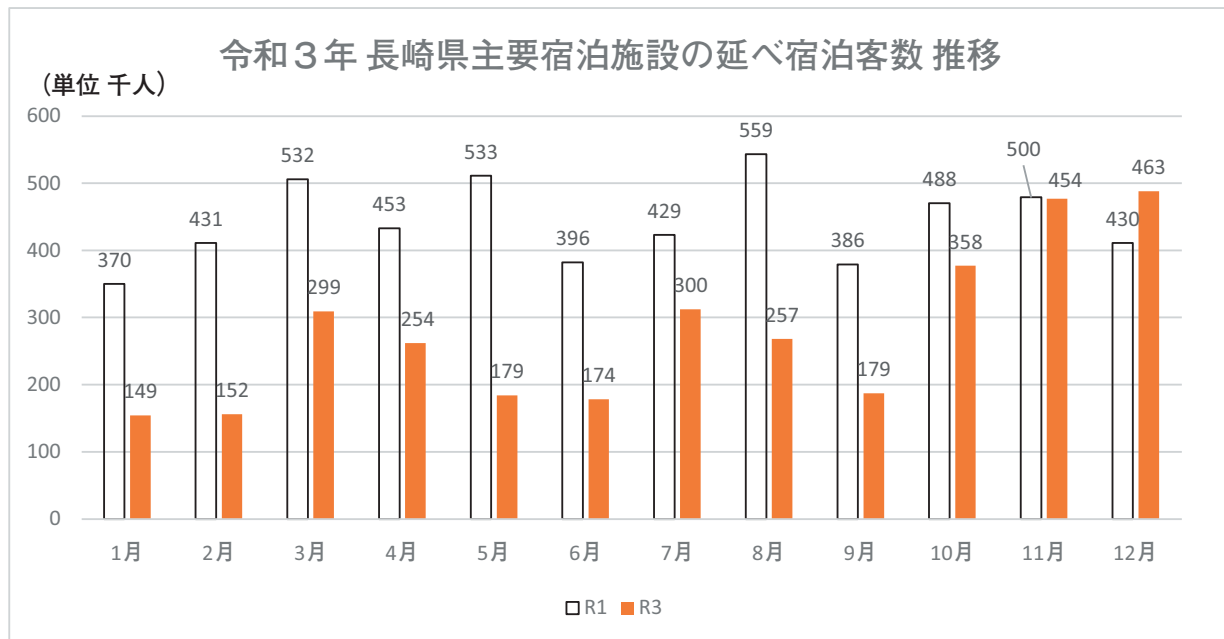


長崎魚市場 マダイ単価の推移（円/kg）



単価は回復傾向にあったがコロナ前の水準には戻っていない

<宿泊者等の状況>



【提案・要望実現の効果】

国と地方が一体となって、さらなる感染拡大防止対策、適切な検査・治療体制の構築、企業の経済活動支援などを行うことで、より安全・安心な県民生活を確保することができる。

2 九州新幹線西九州ルートへの整備促進について

【総務省、国土交通省】

【提案・要望】

- 1 本年秋に武雄温泉～長崎間の開業を迎える中、新鳥栖～武雄温泉間の整備については、未だ整備方式が決定していない
著しい人口減少が喫緊の課題となっている本県にとって、全国の新幹線ネットワークにつなげ、関西直通運行を実現することで、交流人口を拡大させることは非常に重要であり、その実現を図る手法として、本県としては、全線をフル規格で整備することが必要であると考えている
整備方式については、現在、国土交通省と佐賀県など、関係者間で協議がなされているところであり、整備の実現に向け、以下の事項について対応すること
(1) 地方負担や並行在来線等、想定される課題については、フリーゲージトレイン導入断念の経緯や地元の意向も十分に踏まえ、解決を図ること
(2) 整備財源については、北陸新幹線（敦賀～新大阪）と一体的に議論して確保を図ること
(3) 新鳥栖～武雄温泉間の早期着工ができるよう、関係者の理解を得て早急に環境影響評価に着手すること
(4) 整備方式に係る関係者間の協議を進展させ、関係者が納得する形で早期に整備を実現すること
また、西九州ルートへの直通運行も視野に入れたJR佐世保線の輸送改善に向けた支援を行うこと
- 2 新幹線整備に伴い、上下分離されるJR長崎本線（肥前山口～諫早）においては、他の並行在来線と同様に地方が維持する路線となることから、地域鉄道として、国庫補助金や地方財政措置等、同様の措置を講じること

【本県の現状・課題等】

いよいよ9月23日に武雄温泉～長崎間が開業するが、新鳥栖～武雄温泉の整備については、与党PT西九州ルート検討委員会が「フル規格による整備が適当」との基本方針を示す中、本県としては、これまでフル規格による整備を求めてきたところであるが、現在、関係者間の協議が続いており、未だ整備方式が決まっていない状態である。

武雄温泉駅での対面乗換を早期に解消し、交流人口拡大に向け、関西直通運行を実現するためには、一刻も早く関係者間の協議を進展させ、地方負担や並行在来線等の課題解決を図り、令和5年度着工を目指す北陸新幹線と一体的に整備財源を確保する必要があるととも、早急に環境影響評価に着手する必要がある。

また、新幹線整備に伴い、JR長崎本線（肥前山口～諫早）は上下分離され、引き続き、JR九州が列車の運行を行い、鉄道施設の維持管理は長崎県及び佐賀県で設立した一般社団法人が行うこととなる。一般社団法人は、上下分離方式に至るこれまでの経過等から鉄道施設の使用料を徴収せず、自主財源が乏しい経営環境のもと、経費削減等を行いながら、両県の財政支援に頼らざるを得ない法人運営となるため、地域鉄道として国庫補助金等の確保などの財政措置が必要である。

（本県の取組）

政府・与党等に対して、県議会や経済界等と共に、早期の整備などについて、重ねて要請を行っている。

JR佐世保線については、佐世保～有田間の高速化に資する線路等の整備を進め、振り型車両の導入と併せて、佐世保～博多間の所要時間の短縮を図ることとしている。

JR長崎本線（肥前山口～諫早）については、本年秋の西九州ルート（武雄温泉～長崎）開業時の上下分離の実施に向けて、一般社団法人 佐賀・長崎鉄道管理センターが、鉄道施設の維持管理を行う第三種鉄道事業者として準備を進めている。また、地域住民の重要な生活路線の維持のため、平成20年度から継続して、並行在来線関係道県協議会において、政府・与党等に対し各種支援制度の拡充・創設に向けて要請を行っている。

○国土交通省と佐賀県の幅広い協議で議論がなされている整備方式（令和2年10月の国土交通省資料をもとに作成）

整備方式	フル規格 (アセスルート の場合)	ミニ新幹線		F G T	スーパー特急	
		複線三線軌	単線並列			
概算建設費	約6,200億円	約2,700億円	約1,800億円	—	約1,400億円	
想定工期	約12年	約14年	約10年	—	約10年	
※1 所要 時間	長崎～博多間 ※2 (約1時間20分)	約51分 (△約29分)	約1時間13分 (△約7分)	約1時間19分 (△約1分)	約1時間20分 (±約0分)	約1時間21分 (+約1分)
	長崎～新大阪間※2 (約3時間58分)	約3時間15分 (△約43分)	約3時間37分 (△約21分)	約3時間43分 (△約15分)	約3時間53分 (△5分)	約3時間59分 (+約1分)
投資効果 (B/C)	3.1	2.5	2.9	—	—	
収支改善効果 (年平均)	約86億円	約1億円	約9億円	—	—	
実質地方負担 見込み(概算) ※3	約660億円	約490億円	約280億円	—	—	

※1 最速達タイプによる所要時間。需要予測等のための想定であり、開業後の運行ダイヤは営業主体が決定する。

※2 対面乗換方式の場合の所要時間(想定)。各整備方式の括弧内は、対面乗換方式の場合との比較。

※3 貸付料(貸付期間30年)の自線区のみへの充当、地方交付税措置率50%等一定の条件のもとで算出。

注：費用、工期等は、今後の精査、関係者等の調整により、変更となる可能性がある。



【提案・要望実現の効果】

(項目1)

新大阪までの直通運行により、関西や中国地方との交流人口が拡大、関西・中国圏との連携により社会経済の発展に寄与する。また、西九州地域がアジアの玄関口となり、高速鉄道網の整備により新たな観光ルートが構築され、観光立国を推進する国家戦略にも寄与する。更に、新幹線の全国ネットワーク構築は、災害に強い国づくり、国土強靱化に資する。

(項目2)

並行在来線と同様の支援が講じられることにより、地方負担の軽減が図られ、JR長崎本線(肥前山口～諫早)の鉄道輸送サービスが将来にわたり安定的に維持される。

3 特定複合観光施設（IR）区域整備の推進について

【内閣官房、内閣府、厚生労働省、国土交通省】

【提案・要望】

特定複合観光施設（IR）の導入を契機として、新型コロナウイルス感染症収束後の観光振興及び地域経済の活性化、並びに「2030年に訪日外国人旅行者を6,000万人、消費額を15兆円」とする政府目標を実現するため、次の措置を講じること。

- 1 全国で3箇所を上限とするIR区域認定を早期に実施し、観光需要が急速に拡大するアジアに近い九州・長崎にIRという新たなゲートウェイを設けることで、日本型IRを通じた地方創生・成長戦略を実現させること
- 2 国内外から多くの観光客を集めるとともに、全国各地の観光地へ送り出すために必要な交通アクセスの強化に向け、西九州自動車道（佐世保大塔IC～武雄南IC）の4車線化及び東彼杵道路の早期着手を行うとともに道路・港湾施設等の整備予算を確保し、その促進を図ること
- 3 IR導入にあたり懸念されるリスクの最小化に向け、ギャンブル等依存症や感染症などについて、地方公共団体等とも連携した対策を講じること

【本県の現状・課題等】

我が国の人口が今後急激に減少することが見込まれる中、本県においても人口減少対策は喫緊の課題であり、地域の特性を活かした地方創生の取組を強力に推進していく必要がある。

このような中、観光分野については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受けており、今後の観光需要の回復に向け、感染症収束後の環境変化や市場動向を見据えたインバウンド観光の推進が急務である。

九州・長崎は観光需要が急速に拡大するアジアに近く、国内外から観光客を惹きつける質の高い数多くの観光資源に恵まれていることに加え、九州及び本県の経済団体や行政、議会が一体となった「九州IR推進協議会」を発足し、IR事業者と対話を行いながら、九州の広域周遊観光の促進に向けた取組も進めている。

このような優位性を活かしながら、九州・長崎にIRという訪日観光の新たな玄関口を設けることができれば、成長・発展が著しいアジア地域から、今までにない人の流れを呼び込み、新しい風を西から起こすことができる。

なお、IR整備にあたっては、国内外から多くの観光客を集めるとともに、全国各地へ送り出すために必要な交通アクセス強化のほか、懸念される社会的リスクについても、あらかじめ対策を講じておく必要がある。

（本県の取組）

令和4年度中にも区域認定が行われることを想定し、九州各県や経済界との連携促進、交通アクセスの強化などの環境整備を含めた準備を着実に取り組んでいる。

具体的には、「九州IR推進協議会」では、「九州の広域周遊観光の促進」に加え、「地元調達」に向けたワーキンググループをそれぞれ立ち上げ、IR事業者と対話を行いながら、具体的な検討を進めている。

さらに、候補地である佐世保市ハウステンボス地域への交通アクセスの強化については、国や交通事業者との情報共有を密にしながら、陸海空それぞれの交通アクセスの改善に向けた検討を深めている。

このほか、懸念される事項に対しては、依存症対策や青少年の健全育成、治安維持対策、組織犯罪対策の4つの分野で活動する官民の関係団体が協働して、「九州・長崎IR安全安心ネットワーク協議会準備会」を設置し、リスクの最小化に向けた検討等を行っている。加えて、特に国民の関心が高いギャンブル等依存症については、九州・山口各県が連携・協力のもと、「九州地方依存症対策ネットワーク協議会」を設立し、先進事例の共有や作成したeラーニングによる人材育成プログラムの運用等に取り組んでいる。

アジアとの近接性を活かした誘客

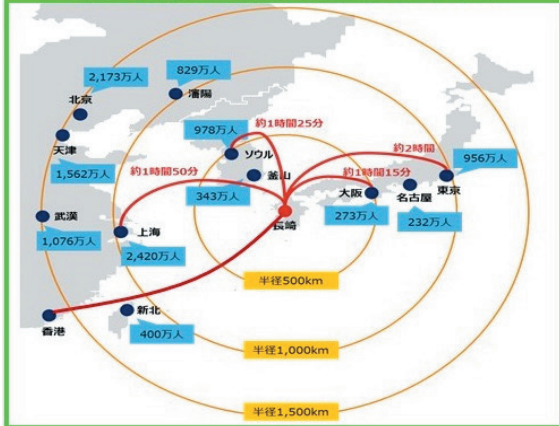
我が国におけるMICE開催件数の増加
2030年に訪日外国人旅行者を6,000万人、消費額を15兆円とする政府目標達成の実現
訪日外国人旅行者の国内各地の観光地への訪問の増加



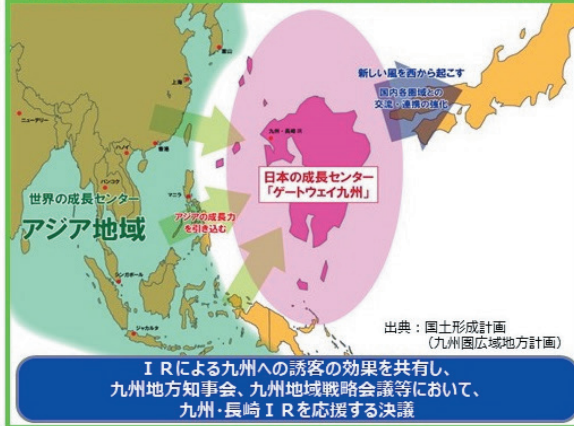
I Rによる九州への誘客の強化が
 日本全体の外国人観光客の増加に大きく貢献



長崎は大きく成長する東アジアの中心に位置
 (長崎から空路3時間圏内に約10億人が暮らす。)



世界の成長センターであるアジア地域との近接性を活かし、その成長力を引込む日本の成長センター「ゲートウェイ九州」を目指す。



I Rによる九州への誘客の効果を共有し、
 九州地方知事会、九州地域戦略会議等において、
 九州・長崎 I R を応援する決議

依存症対策など安全・安心の確保に向けた取組

- 九州・長崎 I R 安全安心ネットワーク協議会準備会
 【設立時期】 令和2年11月11日
 【メンバー】
 専門医療機関や地元住民団体、依存症や青少年、治安維持、組織犯罪の各分野の関係団体、I R 事業者、県警、行政 (県・佐世保市)
 【活動内容】
 ・各分野における対策の検討
 ・ギャンブル等依存症対策セミナーの開催 等
- 九州地方依存症対策ネットワーク協議会
 【設立時期】 令和3年8月4日
 【メンバー】
 九州・山口各県の依存症対策担当部局、相談拠点機関、依存症治療拠点、依存症専門医療機関の代表等
 【活動内容】
 ・効果的な依存症対策にかかる情報共有
 ・作成したeラーニングによる人材育成プログラムの運用 等

九州一体となった取組

- 九州 I R 推進協議会
 【設立時期】 令和3年4月12日
 【メンバー】
 九州経済連合会や九州商工会議所連合会、九州経済同友会、九州地方知事会、九州各県議会議長会等
 【活動内容】
 ・機運醸成 ・地元調達の促進
 ・九州の広域周遊観光の促進
- 九州・長崎 I R に係る区域整備計画の認定を求めること等を決議
 (令和元年6月から毎年実施)
 九州地方知事会や九州地域戦略会議、九州各県議会議長会、九州商工会議所連合会等

【提案・要望実現の効果】

(項目1)

本県に I R という訪日観光の新たな玄関口を設け、インバウンド客を直接招き入れることにより、新型コロナウイルス感染症収束後の九州の観光活性化にも大きく寄与するとともに、「2030年に訪日外国人旅行者を6,000万人、消費額を15兆円」とする政府の目標達成に大きく貢献できる。

また、I R の経済効果が波及する産業のすそ野は広いことから、多様な業種で雇用が創出されることで、定住人口の増加が図られ、九州の地方創生に繋がる。

(項目2)

交通アクセスの強化により、世界と国内各地をつなぐ交流のハブ機能が高まり、「I R への来訪者を日本各地に送り出す」とする国の I R 整備の目標達成に貢献できる。

(項目3)

国が地方公共団体とも連携した対策を講じることにより、I R 導入に伴う社会的リスクが軽減されるとともに、I R への国民の理解も進む。

4 国営諫早湾干拓事業について

【法務省、農林水産省、国土交通省、環境省】

【提案・要望】

- 1 平成29年4月の農林水産大臣談話において開門しないとの方針を明確にしたこと及び司法においても令和元年6月の最高裁決定、令和4年3月の請求異議訴訟差戻審判決等、開門を認めないとの判断が続いていることを踏まえ、地元には甚大な被害を及ぼす開門は行わず、開門問題関連訴訟の早期解決を図ること
- 2 有明海の漁業不振の原因究明を進めるとともに、開門しない前提での海域特性に応じた効果的な水産振興策や環境改善対策を実施し、真の有明海再生を目指すこと
特に、「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」に基づき、国が定めた基本方針を踏まえ、本県において実施すべき施策を定めた「有明海及び橘湾の再生に関する長崎県計画」の別表6に掲げられている作濬、覆砂等の大規模事業等を実施すること
- 3 諫早湾干拓調整池の水質保全対策については、事業アセスで掲げた水質保全目標の達成に向け、水質改善のための効果的な対策及び予算の確保を、責任を持って行うこと

【本県の現状・課題等】

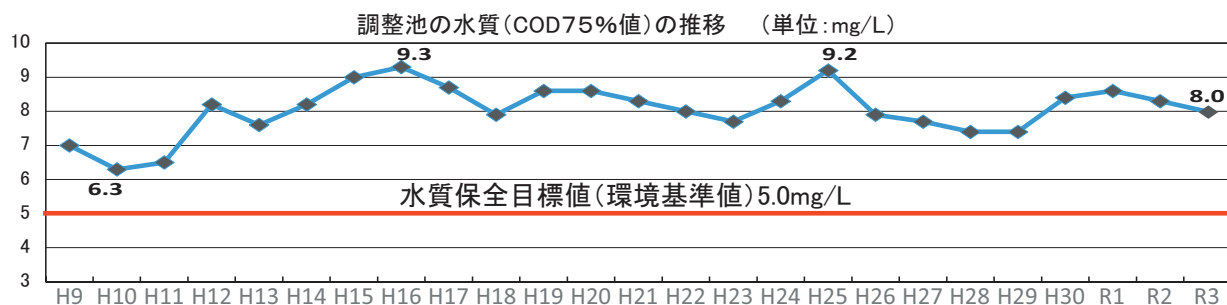
排水門開放差止請求を認める判決等が確定したが、残る請求異議訴訟を含む開門問題関連訴訟の早期解決が求められる。併せて、国民の理解を得るため、事業の経緯、効果（防災・営農）、開門した場合の問題点等について分かりやすい説明が必要である。

有明海の貝類等の漁業不振は、熊本新港、筑後大堰等の巨大大事業やノリの酸処理等の複合的な要因によるものであること、及び海域により流れや底質が異なること等を踏まえ、真の有明海再生に向けた抜本的な水産振興策が必要である。

長崎県計画には、有明海及び橘湾の再生を着実に推進するため、漁業の振興に関する様々な事業を掲げ実施しているところであるが、地元漁業者は、諫早湾の海域環境の抜本的な改善に向け、当該計画の別表6にかかる大規模な事業の実施を強く求めている。

調整池の水質保全対策については、第3期行動計画に基づき関係機関と連携を図りながら各種取組を行っているが、未だに水質目標に達していない状況である。現在、取組を進めている面源やアオコ・ユスリカ対策等に加えて、濁りの抑制につながる浚渫や覆砂などの効果的対策が求められている。

諫早湾干拓事業によって創出された干陸地等は、地域活性化のための非常に貴重な資源である。その利活用については、調整池の水質や周辺の自然環境等に配慮しながら国、県、地元市が一体となって推進していく必要がある。



干拓地の全景



干拓地の営農

作物（レタス）の収穫



諫早湾の水産振興

日本一を受賞した小長井のかき
「華漣（かれん）」



地域資源の新たな利活用①

中央干拓内部堤防を花で装飾
（クリムゾンクローバー）



地域資源の新たな利活用②

干陸地フラワーゾーンのコスモス畑
（雲仙普賢岳を望む）

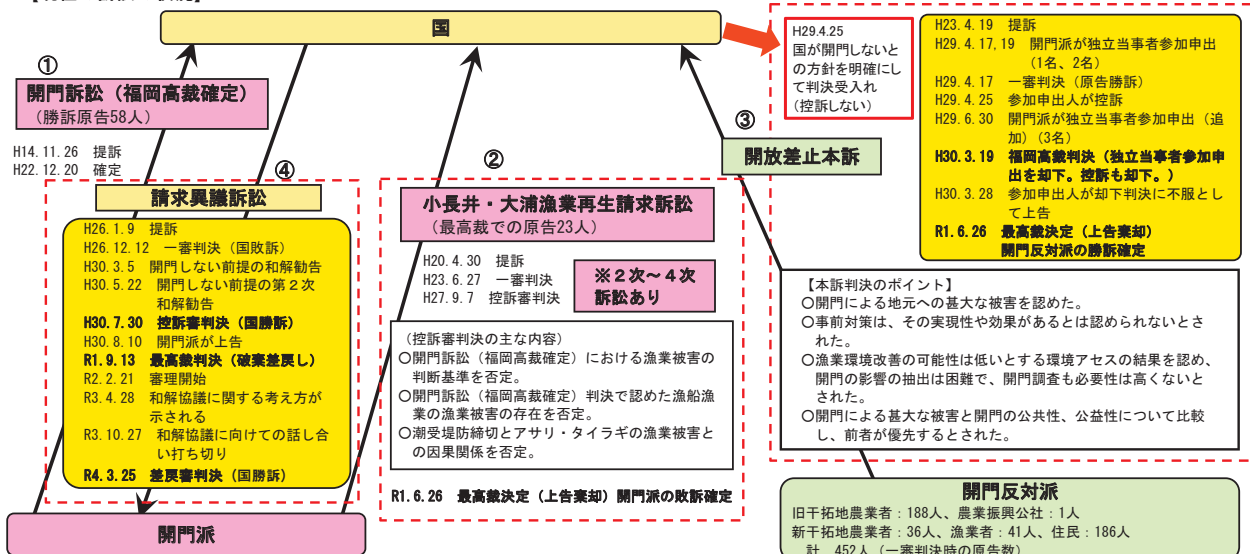


水質保全対策



北部排水門でのアオコの発生状況

【現在の訴訟の状況】



5 グリーンエネルギー導入拡大に向けた地域への支援について

【内閣府、経済産業省、環境省、国土交通省】

【提案・要望】

本県には、海洋産業としての造船業やエネルギー産業としての石炭産業の歴史があり、明治以降、造船業は、わが国の産業を長く支えるとともに、石炭火力発電では、昭和56年の松浦火力発電所の運転開始以来6基の発電所が稼働しており、我が国の重要な電力供給拠点として貢献してきた。

現在、脱炭素社会の実現に向けた世界的な動きが加速化する中、本県としても、造船で培った高い技術力を活かし、LNG、アンモニア、水素を燃料とした環境対応船や、広大な海域を活かした海洋再生可能エネルギーの活用及び火力発電の低炭素化推進など、グリーンエネルギーの導入拡大を通じて、わが国のグリーン産業先進県として貢献していきたい。

そのため、本県では、造船で培った技術を活かした環境対応船などの新分野進出の支援や洋上風力発電等の導入促進を図り、海洋再生可能エネルギー産業に参入する県内企業への支援等に取り組むなど、2050年カーボンニュートラルの実現に寄与するとともに、造船業に次ぐ新たな基幹産業の創出による地方創生を目指しており、次の事項について格段の配慮を図ること

- 1 洋上風力発電を中心とした海洋再生可能エネルギーの導入拡大を図るとともに、商用化による海洋エネルギー産業の国際競争力強化及び関連企業の集積など、地域活性化に向けた施策について、以下の支援を講じること
 - (1) グリーンイノベーション基金等の活用により、LNG、水素、アンモニアのガス燃料船等の環境対応船や浮体式洋上風力発電に関する次世代技術を早期に確立し、新たな市場の創出と国際競争力の強化を図るとともに、本県における造船技術とインフラを活用した環境対応船や浮体構造物をはじめとした洋上風力発電関連のサプライチェーン構築への支援を講じること
 - (2) 我が国のカーボンニュートラル実現の鍵を握る洋上風力発電の導入促進を強化するため、再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定において、法定協議会設置の事実上の要件とされる利害関係者との事前調整について、主要な利害関係者が県域を越えて存在している場合は、国も主体的に協力すること
 - (3) 洋上風力発電の商用化を促進していくためには、洋上の発電施設の建設や運用・メンテナンス等を行う専門人材を育成していくことが重要であり、本県が先進的に取り組む人材育成への支援を講じること
 - (4) 海洋再生可能エネルギーの系統接続量を拡大するため、マスタープラン等の策定に当たっては、離島地域の再生可能エネルギー導入ポテンシャルを適切に反映させること
- 2 今後再生可能エネルギーの導入が拡大する中で、出力調整機能に優れた石炭火力発電も一定容量の確保が必要であることから、以下の項目について継続した対策を講じること
 - (1) 既存施設の改良により対応可能なアンモニア・バイオマスとの混焼や、高効率化するためのIGCC（石炭ガス化複合発電）へのリプレイス、CO₂の有効活用や貯留の実現に向けた電力事業者の取組を支援するとともに、技術導入に向

けた実証にあたって、本県フィールドを活用すること

- (2) 電力事業者がこのようなプロジェクトを進める際に活用できる技術的な支援やファイナンスを担保する制度の構築に努めること
- (3) 石炭火力発電の高効率化の必要性や脱炭素化の取組について、国際社会や国民に対して積極的な広報等により周知を図り、存続に向けた意識醸成に努めること

【本県の現状・課題等】

＜グリーンエネルギーについて＞

- 1 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、県では基幹産業である造船業の技術が活用できる環境対応船や洋上風力発電をはじめとした海洋エネルギー関連産業を新たな基幹産業とするため、県内企業の参入促進と県内外の受注獲得に向けた支援を行っている。浮体構造物の製造など、造船業で培った県内企業の技術や人材が活かせる分野であることから、国内調達率向上のためにも次世代技術の開発において県内企業のサプライチェーンへの参入支援が必要である。
- 2 洋上風力発電の導入促進について、再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定には漁業者の理解が不可欠であるが、地域によって産業構造や魚種、漁法が異なることから、関係者が県域を越えて存在する場合には広域的な利害関係の調整のため国の主体的な関与が必要である。
- 3 今後、商用化を促進させていく中で、先進地域である欧州と比べて、国内では、海洋エネルギー関連の専門人材がほとんどおらず、その育成は急務であることから、長崎海洋産業クラスター形成推進協議会が主体となり産学官連携のもと「長崎海洋アカデミー」を設置したところである。洋上風力発電の国内調達率向上のためにも、国の人材育成プログラムの拠点としての継続的な支援が必要である。
- 4 再エネ海域利用法による一般海域の利用ルールが整備される中、更に洋上風力発電の導入拡大を図り、民間企業の海洋エネルギー発電への参入を拡大するためには洋上風力発電の適地である離島周辺海域から大需要地への送電網の整備が必要である。

＜石炭火力発電について＞

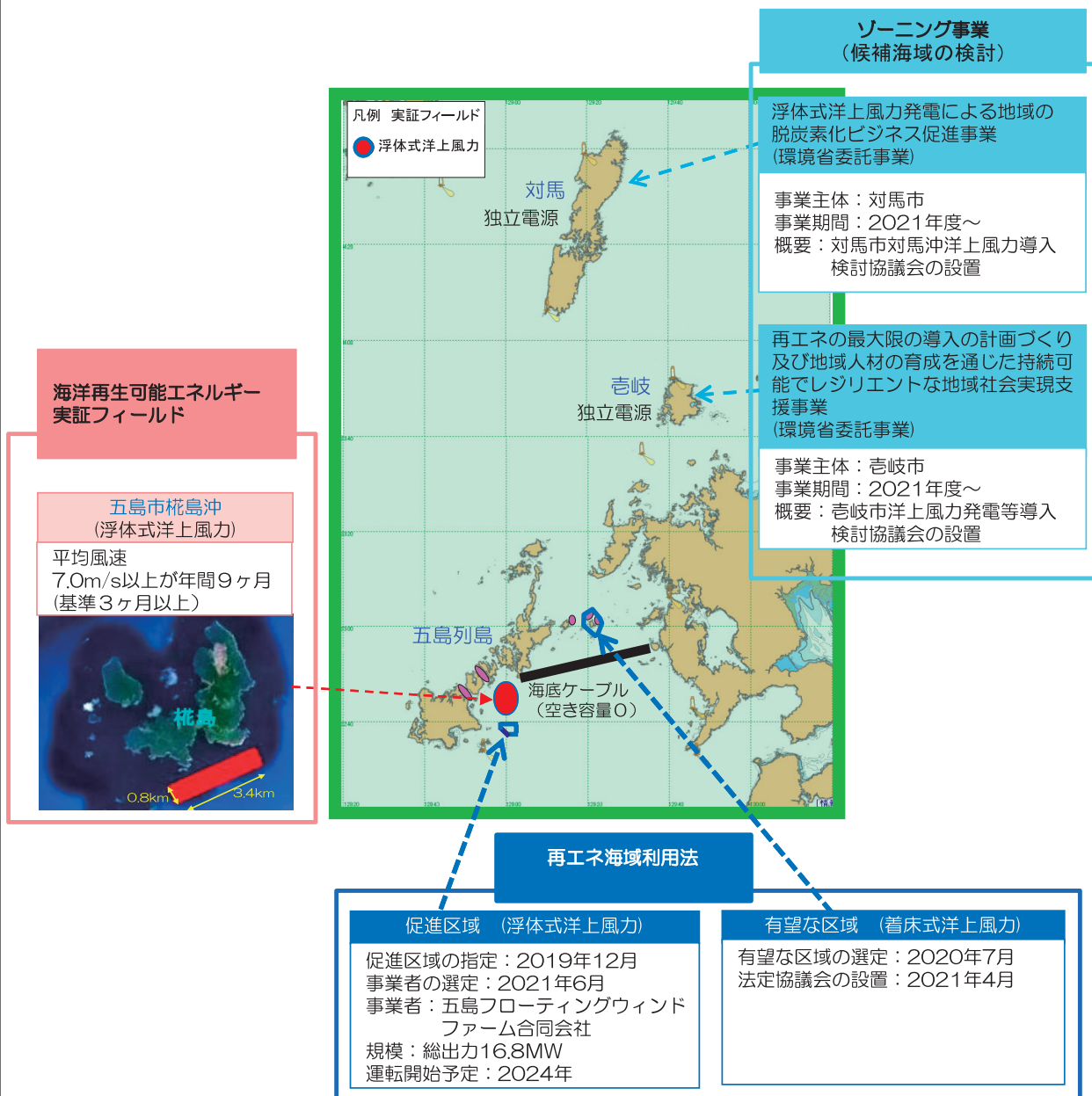
世界的に脱炭素化に向けたエネルギー構造の変革が急速に進む中、我が国においても、令和2年10月に「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」についての宣言がなされ、昨年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画において、再生可能エネルギーの導入拡大や火力発電の削減など、脱炭素社会に向けた今後のエネルギー政策の進むべき道筋が示された。

一方で、急速な脱炭素化は電力の安定供給を損ない、電力料金高騰や産業空洞化を招きかねず、実体経済に多大な影響を与えることが懸念されており、実際に、世界各地で自然災害や天候不順などにより、太陽光や風力等の再生可能エネルギーの発電効率が低下する事態となり、電力料金高騰やサプライチェーンへの影響等が現実に生じている状況である。

今後、実体経済への影響を最小限に留めながら脱炭素社会を実現していくためには、電力の安定供給を確保しつつ、段階的に再生可能エネルギーの導入拡大を進めていくことが肝要であり、出力調整に優れた火力発電の低炭素化と一定容量確保の必要性は明らかである。

そのような中、石炭火力発電を今後も一定容量確保していくためには、CO₂の排出を抑えるためにアンモニア・バイオマスとの混焼やIGCCへのリプレイスといった高効率化の促進や、CO₂を有効活用するカーボンリサイクル(CCU)、CO₂の貯留(CCS)といった技術的なイノベーションが不可欠である。本県には、松浦市と西海市に計6基の石炭火力発電が立地しているが、上記の観点から、今後の我が国の脱炭素化を進める上で不可欠な施設である。うち松島火力発電所2号機において、ガス施設付加による高効率化が計画されており、今後、他の発電所についても高効率化、低炭素化を図る必要がある。また、多くの雇用のほか、地元関連企業への発注や従業員による消費等、地域経済にとって重要なものとなっている。

【長崎県における海洋再生可能エネルギーの取組状況】



【県内の石炭火力発電所一覧】

九州電力(株) 松浦発電所

1号機 (70万kW) : 平成元年6月運転開始
2号機 (100万kW) : 令和元年12月運転開始



電源開発(株) 松浦火力発電所

1号機 (100万kW) : 平成2年6月運転開始
2号機 (100万kW) : 平成9年7月運転開始



電源開発(株) 松島火力発電所

1号機 (50万kW) : 昭和56年1月運転開始
2号機 (50万kW) : 昭和56年6月運転開始



※写真は各社ホームページより引用

【提案・要望実現の効果】

- 1 環境対応船の拡大による新たな需要の獲得や、洋上風力発電の導入拡大により、多くの海域で商用事業が促され、全国各地で新たな市場が創出されることで、海洋関連技術を有する企業等の発注増加、雇用の維持・拡大が進み、地域経済の活性化に繋がる。
本県の実証フィールドを中心とした県内海域において、浮体式洋上風力発電など世界最先端の実証試験が行われるとともに、実践的な人材育成を行うことで、海洋エネルギー関連産業拠点が形成される。
- 2 我が国の脱炭素社会の実現を図るためには、本県の石炭火力発電を脱炭素化に向けて、改良していくことが不可欠である。併せて、地域の良質な雇用や経済活性化に寄与することが見込まれる。

6 地方創生・人口減少対策に必要な財源措置の充実について

【総務省、内閣府】

【提案・要望】

地方創生・人口減少対策をはじめ、福祉・医療、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、防災・減災対策、デジタル化の推進など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、より一層の財源措置の充実強化を図ること

1 一般財源総額の確保、地方交付税の充実

- (1) 今後も安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額を確保すること
- (2) 地方全体として必要な地方交付税の額の確保にあたっては、臨時財政対策債の発行等によることなく、さらなる法定率の引上げにより対応すること

2 経済・雇用情勢を踏まえた財源措置

新型コロナウイルス感染症の収束後、地方が迅速に地域経済活性化・雇用対策等に取り組めるよう、地方財政計画における歳出特別枠の計上や地方向け交付金の創設など新たな財源措置を講じること

3 地方創生・人口減少対策等に必要な財源措置

- (1) 全国で実施されている子どもの医療費助成については、標準的な行政需要であることを踏まえ、地方財政計画に適切に計上したうえで地方交付税の算定においても適切に反映させること
- (2) 地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費（1.0兆円）」、「地域社会再生事業費（0.4兆円）」及び「地域デジタル社会推進費（0.2兆円）」を継続するとともに、その算定については条件不利地域等に配慮すること
- (3) 特に、令和3年度地方財政計画に計上された「地域デジタル社会推進費」については、県民サービスの向上につながる行政のDX・デジタル化やシステム環境整備の推進に必要な経費も加え、増額を行うなどの拡充を図るとともに、令和3年度補正予算で創設された「デジタル田園都市国家構想推進交付金」についても、官民挙げたデジタル化の取組を加速化させるため、継続のうえ十分な額を確保すること
- (4) 地方創生推進交付金については、地域の活力再生や移住定住促進などの取組を推進するため、引き続き、地方の需要に応じた十分な額を確保すること

(参考) 本県の行政デジタル化・システム改修関係予算

(単位：百万円)

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R4-H30 増減
事業費	3,460	3,448	3,878	4,001	4,584	+1,124
一般財源	3,132	3,150	3,440	3,542	3,846	+714

【本県の現状・課題等】

<1 一般財源総額の確保、地方交付税の充実>

地方の一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和4年度からの3年間、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされたが、引き続き、一般財源総額を確保する必要がある。

また、地方財政は依然として多額の財源不足が生じていることから、地方交付税総額を安定的に確保するために法定率の引上げが必要である。

<2 経済・雇用情勢を踏まえた財源措置>

新型コロナウイルス感染症の影響による地域経済や雇用情勢の悪化に、地方が地域の実情に応じた効果的な経済支援や雇用創出につながる事業、ポストコロナを見据えた環境整備などに継続的に取り組めるよう、リーマンショック時と同様、地方財政計画における歳出特別枠の計上や新たな交付金の創設が必要である。

(参考) リーマンショック時の財源措置

【地方財政計画】 歳出特別枠

(単位：億円)

【経済対策交付金】

(単位：億円)

H21	地域雇用創出推進費	5,000	H20補正	地域活性化・生活対策臨時交付金	6,000
H22	地域活性化・雇用等臨時特例費	9,850		地域活性化・経済対策臨時交付金	10,000
H23	地域活性化・雇用等対策費	12,000	H21補正	地域活性化・公共投資臨時交付金	13,790
H24	地域経済基盤強化・雇用等対策費	14,950		地域活性化・きめ細かな臨時交付金	5,000

<3 地方創生・人口減少対策等に必要な財源措置>

地方創生を着実に推進するためには、地方財政計画における関係事業費の拡充や地方創生に関する交付金の十分な確保が必要である。

子どもの医療費助成については、医療に関わるセーフティネットとして必要不可欠なものであり、全都道府県で実施されているが、現状では地方が単独事業として実施しており、地方財政措置はなされていない状況。

令和3、4年度のみ措置とされている「地域デジタル社会推進費」については、新型コロナウイルス感染拡大を契機に産業や教育などあらゆる分野のデジタル化に向けた取組を一層加速させるため、また、県民サービスの向上につながる行政のDX・デジタル化や庁内のシステム環境整備の推進も含め、地方自治体が地域社会のデジタル化にしっかりと取り組むために、その維持・拡充を図る必要がある。

【提案・要望実現の効果】

本県においては、第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、県内企業の採用力強化、Uターン対策、魅力的な働く場の創出、交流人口の拡大、子どもを産み育てやすい環境整備などに取り組んでいるが、社会保障関係費の増加や人口減少などにより、本県財政は極めて厳しい状況にある。

地方財政計画や地方交付税の算定、地方創生に関する交付金等の財源措置を通して安定的に十分な財源を確保することにより、地方創生に向けた重点プロジェクトにかかる取組を加速化し、人口減少の抑制や東京一極集中等の是正につなげる。

7 有人国境離島地域の保全及び地域社会の維持について

【内閣府、国土交通省】

【提案・要望】

有人国境離島地域に住民が安心して暮らし続けられる環境を整備し、将来の無人化を防止するため、有人国境離島法に掲げられた施策の充実強化を図ること

- 1 特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画（後期計画）を着実に実施するため、「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」など有人国境離島地域の保全及び地域社会の維持に必要な予算を確保すること
- 2 「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」について、航路・航空路運賃低廉化の対象者の拡大や滞在型観光促進のための割引制度の充実、雇用拡充の活用促進につながる対策の強化など、対象事業の拡充を図ること
- 3 有人国境離島地域の保全に向けて、住民生活を維持し、人流・物流の拡大を図るため、港湾等の整備を促進するとともに、国の行政機関の設置について、特に海上保安部及び自衛隊の部隊の体制強化や増員を図ること
- 4 特定有人国境離島地域の交流人口・定住人口の創出・拡大を図るため、特定有人国境離島地域の認知度向上や施策推進のための啓発活動や情報発信を充実すること

【本県の現状・課題等】

有人国境離島地域は、人が住み続けることによって、我が国の領海、排他的経済水域の保全等に関する活動拠点としての国家的な役割を担っている。

県民の悲願であり、充実した支援が盛り込まれた有人国境離島法が、平成29年4月に施行された。

人口が昭和30年から令和2年までの65年間に62.6%も減少し、有人国境離島法施行前に毎年約1,000人もの社会減が続いてきた本県の特定有人国境離島地域において、国の基本目標である2027年における「人口の社会増の実現」を達成するには、必要な予算の確保に加え、五島市、対馬市などの関係市町及び議会が要望している海上保安部や自衛隊の部隊の体制強化や、更なる交流人口拡大や地域経済活性化につながる航路・航空路運賃低廉化の対象者の拡大など、国の施策の充実強化が必要である。

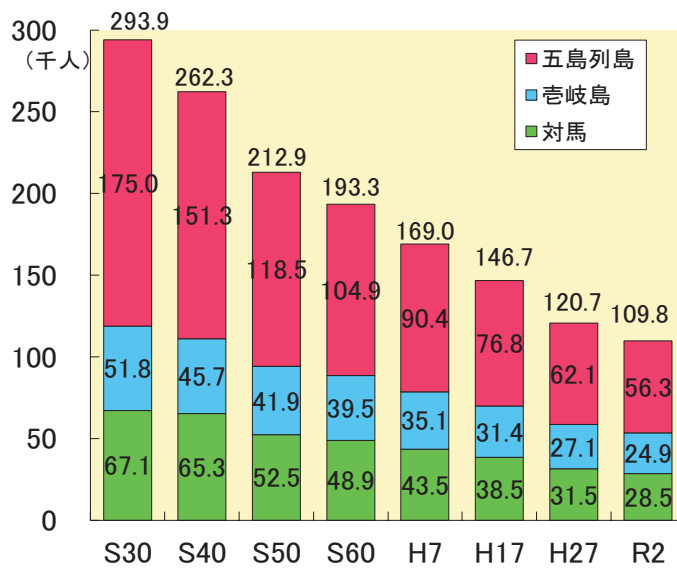
（本県の取組）

法の施行にあわせ、関係市町とともに国の施策を最大限活用して、有人国境離島地域の活性化に全力で取り組んでいるところである。

法施行後においては、雇用機会拡充などの事業を有効に活用させていただいたことにより、一部の市町においては、人口の社会増が実現するなど、有人国境離島法に基づく各種施策の成果は現れてきているものの、人口減少や地域の衰退といった構造的な課題の解決には至っていない。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等で、島内の幅広い業種において影響が生じており、交流人口の拡大や雇用機会拡充に向けた対策の強化が必要である。

◆本県特定有人国境離島地域の人口推移<国勢調査>



<特定有人国境離島地域の人口等>

	全国	本県	比率
島の数	71 島	40 島	56.34%
人口 (R2国調)	244,998 人	109,763 人	44.80%

<特定有人国境離島地域の社会減の状況>

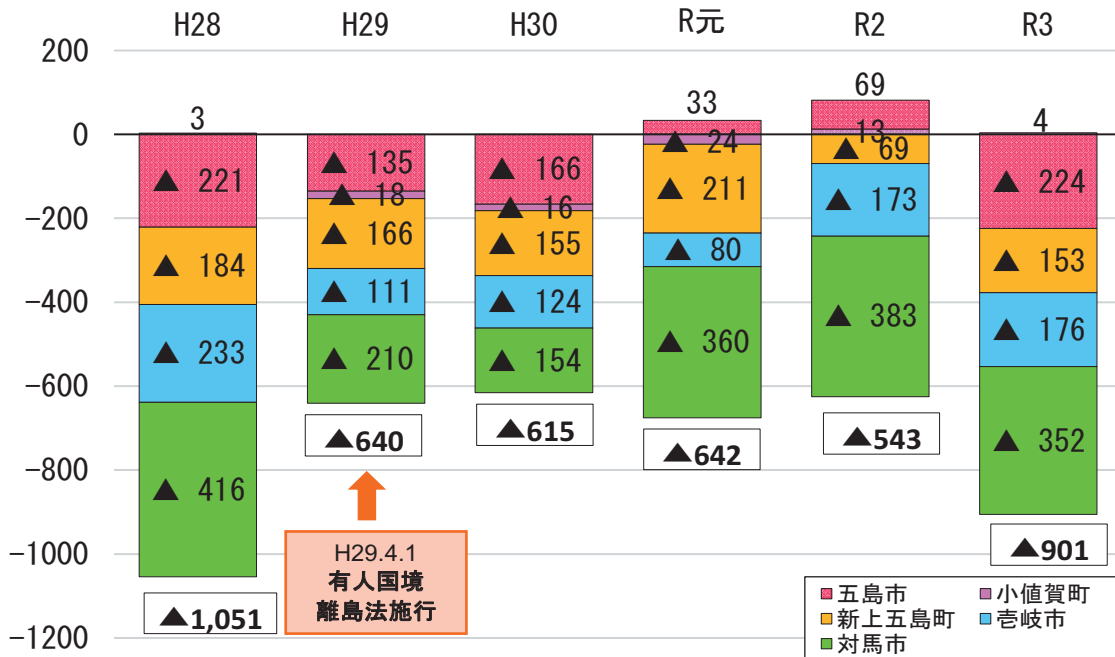


全国の特定有人国境離島地域 Δ 1,139人

出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」(R2年)

※いわゆる「一部離島」の市町村(輪島市、萩市、佐世保市、西海市、薩摩川内市)を除く

◆本県特定有人国境離島地域の社会減の状況



【提案・要望実現の効果】

「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」の拡充や、国による特定有人国境離島地域に関する啓発活動や情報発信の充実などにより、交流人口の拡大及び雇用の場の創出等を更に推進することができる。

また、東シナ海周辺における海洋資源開発や外国漁船の操業が活発化する中、海上保安部や自衛隊の部隊の体制強化等がなされることにより、領海警備等の対応強化が図られ、地域の人口の維持・増加につながるとともに、住民生活及び生産・流通の基盤である港湾等の整備が促進されることにより、地域経済を活性化することができる。

8 離島振興対策の充実について

【内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省】

【提案・要望】

令和5年3月末に期限を迎える離島振興法について、離島の特性を活かした「新たな日常」の実現や持続可能な地域社会維持への対応など、次の時代に合った新たな離島振興法を制定するとともに、以下の施策を講じること

- 1 デジタル化による条件不利の解消・住民の生活の質の向上のため、光ファイバ、5G等の情報通信基盤の整備・高度化、維持管理に対する支援を行うこと
- 2 「コワーキングスペース」の充実や、二地域居住・移住促進のための住宅整備等にかかる支援など、多様なライフスタイルに対応した関係人口の創出、移住施策の展開のための環境整備に対する支援を行うこと
- 3 新たな技術・知見の導入による地域課題解決や地域活性化を推進するため、スマートアイランドの取組に係る予算の確保と実装段階までの一連の取組に対する支援を行うこと
- 4 新たな産業・雇用の場としての再生可能エネルギーの活用のため、国主導で海底ケーブル等の基幹送電網の整備を行うとともに、離島における脱炭素先行地域の選定など、脱炭素社会の実現に向けた取組に対する支援を行うこと
- 5 条件不利性を克服する取組として、医療・介護・子育てサービス等の環境整備、成長段階に応じた教育機会の充実、離島航路・航空路の維持・確保、物資の流通等に対する支援を行うとともに、生活必需品を扱う商店・移動販売車の事業継続など小規模離島に対する特別な支援を行うこと
- 6 「離島活性化交付金」について、対象事業の拡充や事業の実施期間の延長、地元負担の軽減を図るさらなる制度の充実や十分な財源確保を図るとともに、離島地域の強靱な県土づくりや地方創生推進のために必要な公共事業予算を確保すること

【本県の現状・課題等】

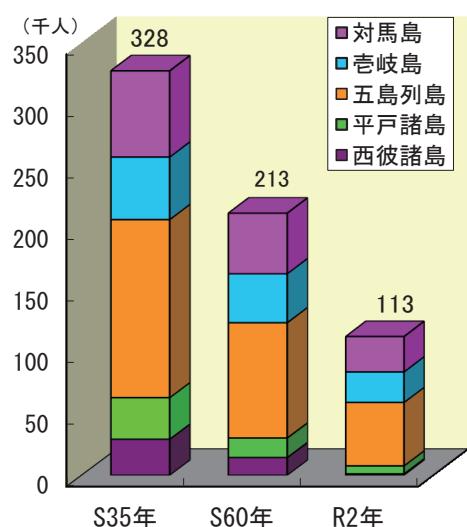
本県は、51島の離島振興法指定有人離島を有する全国一の離島県であり、そのうち40島は有人国境離島法において特定有人国境離島地域を構成している。

本県離島の人口は昭和35年から令和2年の60年間で21万5千人（約66%）減少しており、平成29年に施行された「有人国境離島法」の関連施策の推進により、一部の市町においては、人口の社会増が実現したものの、人口減少や地域の衰退といった構造的な課題の解決には至っていない。

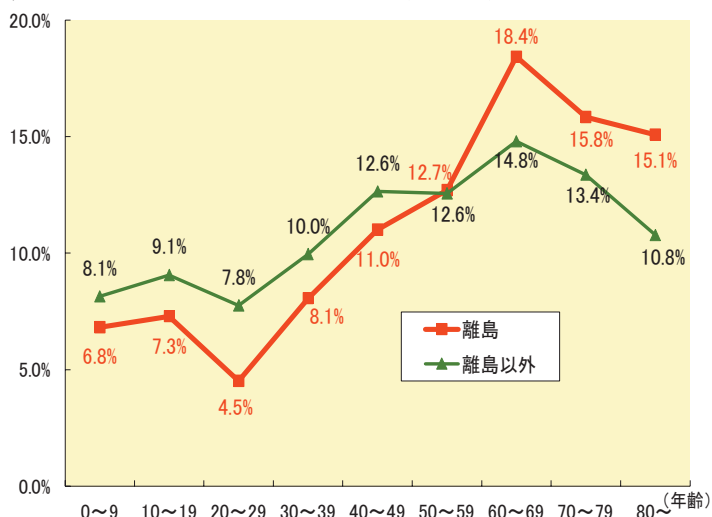
本県では、この現状を打開し、離島の新たな振興を図るため、医療や教育、産業など各分野において、AIやIoTといった新技術を活用した様々な先駆的な取組やしまの資源を活かした地域活性化策を市町と一体となって推進している。

こうした取組をさらに推進するため、国においても、引き続き総合的な離島振興対策を充実・強化し、離島の条件不利性を克服するとともに、離島のデジタル化の推進や新たな産業・雇用の場の創出など、次の時代に合った施策を講じていただく必要がある。

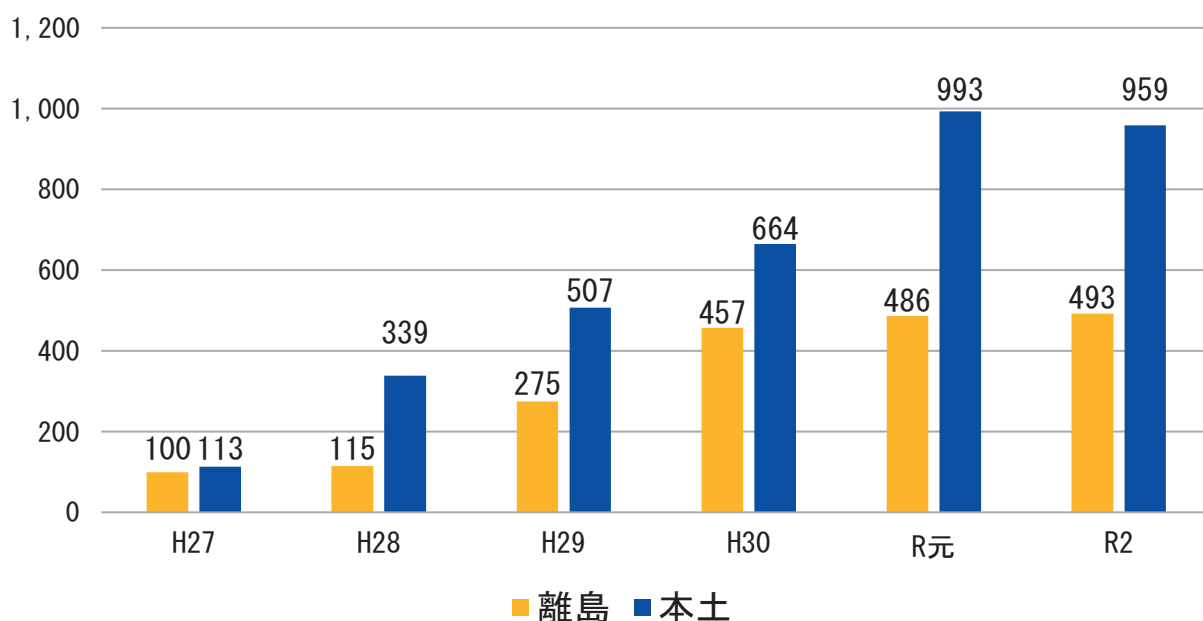
◆離島の人口推移<国勢調査>



◆本県の年齢別人口構成比 (R2年) <国勢調査>



◆本県への移住者数の推移



離島：全部離島市町（対馬市、奄岐市、五島市、新上五島町、小値賀町）の移住者数
 本土：上記以外の市町（一部離島市町を含む）の移住者数

【提案・要望実現の効果】

デジタル化推進に向けた情報通信基盤の整備・充実や二地域居住・移住促進のための住宅整備、スマートアイランドの取組など、次の時代にあった施策を講じることにより、離島が抱える地域課題を解決することで、離島が「新たな日常」の受け皿となり、新たな雇用の創出や交流・関係人口の拡大、移住促進を図ることができる。

加えて、条件不利性を克服する取組として、医療・介護・保育・教育の住民の負担軽減や離島航路・航空路の維持・確保などに対する支援や必要な公共事業の予算の確保により、本県離島地域の著しい人口減少に歯止めをかけ、持続可能な地域社会の維持を図ることができる。